

○国土交通省告示第九百九十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十六條の二第一項第二号及び第百二十八條の三の二第一号の規定に基づき、床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を定める件

建築基準法施行令第百十六條の二第一項第二号及び第百二十八條の三の二第一号に規定する床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分は、次の各号に掲げる床面から天井（天井のない場合においては、屋根。第一号において同じ。）までの垂直距離に応じ、当該各号に定める部分とする。

- 一 二・六メートル以下の場合 天井から下方八十センチメートル以内の距離にある部分
- 二 二・六メートルを超える場合 床面からの高さが一・八メートル以上の部分

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。